

「快報 風險消息」は、中国に拠点をお持ちの企業の皆様にお届けするリスク情報誌「中国風險消息」の速報版です。

2020年11月12日

「危険化学品安全法」の意見募集稿が発行されました

1. 意見募集稿

2020年10月2日、应急管理政策法規司は、「中華人民共和国危険化学品安全法(意見募集稿)に関する意見募集の通知」を公表し、パブリックコメントの募集を開始した。

表1 これまでの経緯

2019年6～11月	应急管理部が新組織を設け、意見募集稿を作成
2020年1月	应急管理部が各省市の应急管理部門に対し、意見募集稿に対する改善意見を募集
2020年10月	应急管理部がパブリックコメントの募集を開始 募集〆切は11月1日
今後	立法機関での審議、修正を経て、全国人民代表者会議で決議し、立法化される見通し

2. 危険化学品関係法規の現状

中国における危険化学品関連の法制化は、30数年前から始まった。最も早い法規は、1987年国務院が発布した「化学危険物品安全管理条例」(2002年3月廃止)である。これに代わって2002年3月15日には「危険化学品安全管理条例」が施行された。2011年2月、2013年12月に改訂が行われ、現在も危険化学品の取り扱いのルールを定めた法規として、なお有効である。このほか、「消防法」「安全生産法」にも危険化学品の取り扱いに言及している条文が存在するほか、交通運輸部が所管する「道路危険貨物運輸管理規定」「危険貨物運輸規則」があり、民間航空部門も危険品の輸送に関する法律を設けている。2013年時点の「危険化学品安全管理条例」では、合計8つの政府部門が危険化学品に関する管理の職責を担うと定められているため、複数の政府部門間の担当領域の整理や相互のコミュニケーションが万全でない、異なる法律間で、ルールや基準が統一されていないといった課題が見受けられた。

2014年に「中華人民共和国安全生産法」が改正されたことに伴い、应急管理部門の体制見直しや改革が実施され、危険化学品の取り扱いに関する法規についても、その重要性に鑑みて「条例」から「法律」へ格上げされることとなった。近い将来、今般の意見募集稿は、中国で初の危険化学品の安全な管理について定めた法律として施行されることが想定される。

3. 注目点

今回公開された意見募集稿は、「危険化学品安全管理条例」を基に改訂・追加したものであり、いくつかの新しい要求が追加されている。意見募集稿は、総則、登録・評価、計画配置、生産と貯蔵の安全、使用の安全、経営の安全、輸送の安全、廃棄物処理の安全、事故の応急救援、法律責任と附則といった項目からなり、11章、137条で構成されている。危険化学品の安全管理の強化、危険化学品事故の予防・減少、生命や環境の保護、危険化学品を安全に管理する管理体系の構築、管理能力の現代化等を目的として掲げている。



「意見募集稿」原文

意見募集稿のうち、既に生産活動を実施している企業が注目すべきポイントは以下のとおりである。

表2 意見募集稿の注目点

	注目点	内容
1	安全監督管理部門の職責分担を明確化	危険化学品の生産、貯蔵、使用、取り扱い、輸送及び廃棄等の各工程に対して、各政府部門(应急管理部、公安部、市場監督管理局、生態環境部、交通運輸部、衛生健康部、郵政部、税関、自然資源部等)の管理責任を明確化している。
2	危険化学品の生産、貯蔵、販売、輸送、研究開発における安全管理の厳格化	重大リスク源に対する定期的な検査、評価、登録及び文書作成を行った上で、管理ルールを整備することを要求する。生産貯蔵企業に対して、安全リスク評価制度の確立とリスクレベルに応じたリスク対策を要求している。
3	危険化学品廃棄時の安全処置	「第8章 廃棄物処理の安全」を新たに設け、危険化学品の廃棄における安全管理・監督に言及している。
4	違法行為に対する罰則の強化	「第10章 法律責任」において、ほぼすべての違法行為に対する罰金額が従来より引き上げられた。
5	危険化学品の取扱責任者に対する資格要件	危険化学品を生産、貯蔵する企業の主な責任者や安全管理責任者に対しては化学工業関連の専門短期大学以上の学歴と3年以上の実務経験を、専門安全管理者に対しては中級以上の化学工業関連の専門技術能力か化学工業安全類登録安全エンジニアの資格を要求している。
6	安全生産責任保険	危険化学品の生産・保管施設を保有する企業、重大なリスクが潜在する危険化学品製造業や運送業に、製造責任保険への加入を要求している。

7	政府部門の管理監督 におけるデジタル化の 推進	危険化学品を生産・保管する企業は国家標準や業界標準の規定に従って、自動制御システムと安全表示システムを装備し、危険を速やかに検知できるシステムを構築しなければならない。リスク源の監視の点検やモニタリング、アラーム機能のデジタル化を実現し、政府関連部門の安全監視早期システムと段階的に相互接続を実現しなければならない。
---	-------------------------------	--

以上の情報は、意見募集稿をもとに作成したものである。あらゆる変更点を網羅したものでない点につき、ご了承ください。詳細の確認が必要な場合は、原文を参照することをお勧めする。また、意見募集稿はパブリックコメントを踏まえて修正される可能性があるため、現時点では参考にとどめていただきたい。「危険化学品安全法」が正式に施行された段階で、追って詳細な情報提供を行う予定である。

以上

執筆: インターリスク上海 高級経理 楊奥

瑛得管理諮詢(上海)は、中国・上海に設立されたMS&ADインシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等へのリスク調査や、BCP策定等の各種リスクコンサルティングサービスを提供させて頂いております。お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問い合わせ先までお気軽にお寄せ下さい。

<お問い合わせ先>

瑛得管理諮詢(上海)有限公司 (日本語表記: インターリスク上海)
上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大廈 14 楼 23 室
TEL:+86-(0)21-6841-0611(代表)